

青森県報

第二千三百五十二号

平成十六年
七月十四日
(水曜日)

目次

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………	(市) 振興町 課 村 ……	一
漁船保険付保義務の発生……………	(水産振興課) ……	一
公有水面埋立ての承認……………	(整 備 課) ……	一
基本測量の実施……………	(監 理 課) ……	二
道路の供用の開始……………	(道 路 課) ……	三
公有水面埋立ての免許の出願の要領……………	(港湾空港課) ……	三
建設業者の許可の取消し……………	(青森県土 整備事務所) ……	四
教育委員会……………	(生涯学習課) ……	四
青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則……………	(同) ……	五
青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則……………	(同) ……	五

告 示

青森県告示第四百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、東通村長から東通村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確

認し、この土地を東通村大字尻屋字ツボケ沢に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢四十一の二十五、四十一の二十六及びこれらの区域に介在する公有地である水路に隣接する公有水面埋立地 一、一九三・九五平方メートル

青森県告示第四百九十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
上北郡野辺地町字米内沢五九番地 久保田 秀 雄	野 辺 地
上北郡野辺地町字浜掛一番地の九 山 縣 勝 彦	
上北郡野辺地町字野辺地四七二番地 長 濱 正 輔	

青森県告示第五百号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、平成十六年七月六日次のとおり公有水面の埋立ての承認をしたので、同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 承認を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 承認を受けた者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目一之三

国(国土交通省)

2 代表者の住所及び氏名

青森市中央三丁目二〇の三八

青森河川国道事務所長 富岡 誠司

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸一の二、二及び二に隣接する国有地地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字西平内二二 林班に設置された四等三角点(北緯

四 度五四分一 秒、東経一四 度五一分五 秒) から二八七度五

分二二・六二メートルの地点

の地点 から二七六度二分四・五メートルの地点

の地点 から二八六度一八分九・五七メートルの地点

の地点 から二九五度 分二二・六八メートルの地点

の地点 から三 度〇一分九・二二メートルの地点

の地点 から四二度三 分七・八七メートルの地点

の地点 から一三〇度一 分九・四二メートルの地点

の地点 から四 度一 分二七・三 メートルの地点

の地点 から一三 度一 分二 ． メートルの地点

の地点 から二二 度一 分二 ． 七四メートルの地点

の地点 から一三 度一 分二・三九メートルの地点

の地点 から九七度一 分三・二七メートルの地点

3 面積

六九五・ 平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸一の二、二、三及び二に隣接する国有地地先公有水面

2 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡平内町大字西平内二二 林班に設置された四等三角点(北緯

四 度五四分一 秒、東経一四 度五一分五 秒) から二八八度一

分二 六・九四メートルの地点

の地点 から二七六度二分五・八メートルの地点

の地点 から二七六度二分四・五メートルの地点

の地点 から二八六度一八分九・五七メートルの地点

の地点 から二九五度 分二二・六八メートルの地点

の地点 から三 度 一分九・二二メートルの地点

の地点 から四二度三 分七・八七メートルの地点

の地点 から四二度二九分六・四八メートルの地点

ウの地点 イの地点から三九度四六分三九・八 メートルの地点

エの地点 ウの地点から一三 度 七分三八・二四メートルの地点

3 面積

一、八六・五九平方メートル

四 埋立地の用途

漁業関連施設

青森県告示第五百一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量及び精密水準測量）

二 作業期間

平成十六年八月五日から平成十七年二月二十七日まで

三 作業地域

青森市（国土調査に伴う基準点測量）

八戸市（国土調査に伴う基準点測量及び精密水準測量）

青森県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年八月十三日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 松代町陸奥赤石 停車場線	西津軽郡鰐ヶ沢町大字深谷町字黒森七三の三から 西津軽郡鰐ヶ沢町大字深谷町字黒森二四の二まで	平成一六・七・二四
県道 妙売市線	八戸市大字新井田字横町二一の二から 八戸市大字新井田字横町四一の一まで	一六・七・二五

青森県告示第五百三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年七月六日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、鰐ヶ沢県土整備事務所及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年七月十四日

深浦港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二九〇番地一から二九五番地を経て三〇〇番地一に至る間の土地に接する国道に接する国有海浜地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ平成十五年の秋分の日の満潮位（D・L・プラス〇・三〇四メートル）における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

- の地点 深浦港深浦西防波堤灯台（北緯四〇度三八分四〇秒六〇、東経一三九度五五分二九秒八〇）から二〇六度二八分二九秒二二・九二メートルの地点
- の地点 の地点から一三四度〇七分五六秒一〇〇・〇〇メートルの地点
- の地点 の地点から一三四度〇七分四〇秒五・三三メートルの地点
- の地点 の地点から一三四度五一分一五秒〇・五六メートルの地点
- の地点 の地点から一三三度三〇分三三秒四・三八メートルの地点
- の地点 の地点から一八九度二九分三三秒一・〇八メートルの地点
- の地点 の地点から一六七度四四分四七秒〇・七七メートルの地点
- の地点 の地点から一七〇度〇四分四一秒六・六七メートルの地点
- の地点 の地点から二四八度三五分三七秒四・六六メートルの地点

3 面積

一、四七二・三七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二九〇番地一から二九五番地を経て三〇一番地一に至る間の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とラの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 深浦港深浦西防波堤灯台（北緯四〇度三八分四〇秒六〇、東経一三九度五五分二九秒八〇）から二二二度〇八分〇九秒二三四・七六メートルの地点

ロの地点 イの地点から六八度三五分三九秒七三・八五メートルの地点

ハの地点 ロの地点から一三四度〇七分五六秒八八・七五メートルの地点

ニの地点 ハの地点から二二二度三一分五一秒二三・〇一メートルの地点

ホの地点 ニの地点から三三五度〇三分五六秒六・〇五メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から二二四度〇八分〇一秒一一・〇六メートルの地点

トの地点 ヘの地点から一三四度〇八分〇一秒五・二四メートルの地点

チの地点 トの地点から二二四度〇七分五九秒一七・四一メートルの地点

リの地点 チの地点から二八七度三六分五〇秒五・一八メートルの地点

ヌの地点 リの地点から二八九度二九分三三秒一一・〇八メートルの地点

ルの地点 ヌの地点から二六七度四四分四七秒〇・七七メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から二七〇度〇四分四一秒二三・九八メートルの地点

ワの地点 ヲの地点から二六九度三二分四三秒一二・九五メートルの地点

カの地点 ワの地点から二二二度一三分四六秒〇・七八メートルの地点

ヨの地点 カの地点から二二二度四三分三九秒一〇・〇〇メートルの地点

タの地点 ヨの地点から三一六度〇二分二六秒一〇・〇〇メートルの地点

レの地点 タの地点から二一九度三六分二〇秒一〇・〇五メートルの地点

ソの地点 レの地点から二二二度二〇分三〇秒一〇・一〇メートルの地点

ツの地点 ソの地点から二二五度一六分五二秒一〇・一九メートルの地点

ネの地点 ツの地点から二二〇度三〇分五三秒一〇・四二メートルの地点

ナの地点 ネの地点から二二六度四六分二秒一〇・二五メートルの地点

ラの地点 ナの地点から二二三度二三分〇〇秒一〇・〇四メートルの地点

3 面積

八、二〇五・七二平方メートル
埋立地の用途
ふ頭用地

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社久慈ブル

二 代表者の氏名 久慈 正明

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字山田三五の三

四 許可番号 青森県知事許可（特 一一）第六〇二九号

五 取消年月日 平成十六年七月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育委員会

青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月十四日

青森県教育委員会規則第十号

青森県教育委員会

青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則

青森県立図書館運営規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を削り、同項第二号中「一月四日」を「一月三日」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「約十日間」を「十日以内」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十一号

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則

青森県総合社会教育センター規則（平成元年六月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「月曜日」を「毎月第四月曜日」に改め、同項第三号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に、「一月四日」を「一月三日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭